

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：紀南地方老人福祉施設組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9%
全職員	79.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条 例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	100.8%
係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	67.3%
16～20年	-
11～15年	95.5%
6～10年	98.3%
1～5年	103.6%

【説明欄】

【任期の定めのない職員】

扶養手当及び住居手当については、男性職員が女性職員と比べ世帯主や住居の契約者として多く受給しており、合計給与に差異が生じる要因の一つとなっています。

【任期の定めのない職員以外の職員】

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、職員を数える単位として常勤職員の所定勤務時間を1人として職員数を換算し、算出しております。

【役職段階別】

本庁部局長・次長相当職区分・本庁課長相当職区分・係長相当職区分について、該当する職員がいないため「-」としています。

【勤続年数別】

勤続年数について、対象職員がいない場合や、男性職員がいないため「-」としています。